

令和 6 年 6 月 日

(名称) 山北町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町における公共交通機関は、路線バス（富士急モビリティ）、鉄道（ＪＲ御殿場線）、タクシー、高速バスが運行されている。また、町では、民間バス事業者が路線退出した地域を補完するために運行している山北町内循環バス、山北地区の小中学校へ児童・生徒を送迎するスクールバス、高齢者などを対象としたタクシー助成などの移動支援事業を実施している。

しかし、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、学生や高齢者をはじめとする移動手段の確保が課題となっており、こうしたことがまちづくりにも大きな影響を与えている。

このため、町では、令和6年3月に山北町地域公共交通計画を策定し、本町のめざす地域公共交通の基本方針を定め、それを実現するための施策・事業を位置付けたところである。

本町において、地域公共交通網を構築するためには、町内で運行されている各公共交通機関が提供するサービスの特徴や役割に基づき、相互に補完し合うことが必要であり、特に山北町内循環バスについては、地域内公共交通として、地域内（一部新松田駅にもアクセス）の移動と公共交通空白地域の解消を担う支線路線として重要な役割を担っている。

このため地域公共交通確保維持事業の活用により、この路線の安定的な運行を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 山北町内循環バスの利用者数を 37,000 人/年以上とする。
(令和 4 年度実績 : 31,933 人/年)
- ・ 山北町内循環バスの収支率（運賃収入/委託料）を 0.18 とする。
(令和 4 年度実績 : 0.22)

※山北町地域公共交通計画 79 ページに記載

(2) 事業の効果

山北町内循環バスの運行を維持することにより、高齢者や児童・生徒などの日常生活における必要な移動手段が確保される。

また、当該バス路線は、鉄道駅や幹線バス路線にも接続しているため、交通ネットワークが形成され、町民はもとより観光客など多様なニーズに対応できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・便数や運行ダイヤの見直し（山北町、富士急モビリティ株）
- ・ポケット時刻表の作成・配布（山北町）
- ・バス待ち環境の整備（山北町、富士急モビリティ株）
- ・広域バスマップの作成・配布（県西地域2市8町）

※山北町地域公共交通計画 70、76 ページに記載

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る山北町内循環バスの町内循環ルート運行に係る費用総額は、20,518 千円（R6 見込額）であり、山北町が全額負担している。

なお、運賃収入及び国庫補助金については、運行経費に充てる。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や数値について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和5年2月28日(第1回) 法定協議会設立(要綱制定、役員選出等) ・ 令和5年6月30日(第2回) ・ 令和5年10月11日(第3回) ・ 令和5年12月25日(第4回) } 山北町地域公共交通計画策定にかかる協議 ・ 令和6年2月19日(第5回) 山北町地域公共交通計画案の最終確認 ・ 令和6年6月25日(第6回) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について
19. 利用者等の意見の反映状況
山北町地域公共交通計画の策定にあたり、令和5年11月に公共交通に関する町民アンケート調査(町民1,500人に配布、回収率52.8%)を実施した。その結果、山北町内循環バスはバス路線沿線に住んでいる高齢者などの買い物、通院の重要な移動手段であるため、運行を維持するとともに、運行便等の見直しを求める意見が見られたため、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301-4

(所 属) 山北町企画総務課企画班

(氏 名) 瀬戸 靖

(電 話) 0465-75-3651

(e-mail) kikaku-soumu@town.yamakita.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るように

して下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。